

第 8 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年8月25日 午後3時00分から3時55分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13		
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 17番 鈴木 賢 委員
 - 18番 白川 勝 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第3号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第5号 土地の現況証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和4年第8回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、17番 鈴木委員、18番 白川委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第12項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、この後議案第7号において、本件に関するあっせんの申出がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っておりますので、調査報告をいたします。

先般、借主のお宅にお邪魔しまして確認をまいりました。こちらの土地の条件等では若干高い金額ではないかと話しましたが、土地が出ることはないの
で、高くても借りたいとのことをございました。地域の調和を乱すほどの金額ではありま
せんので、問題はないと判断してまいりました。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第
1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

本件につきましては、農業者住宅を建設するため、471.77平方メートルを農
用区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、2ページから4ページです。

なお、この後、議案第4号において、本件に関する農地法第4条の規定によりま
す転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定して
よろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項及び第3項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項及び第3項朗読、説明)

本件につきましては、農業者住宅を建設するために776.18平方メートル及び住宅建設に伴う浄化槽の設置のために38.83平方メートル、合わせて815.01平方メートルを農用区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。「調査書」につきましては、5ページから8ページです。以上です。

議 長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項及び第3項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項及び第3項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請人が住宅を建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の9ページから15ページのとおりで、面積及び配置図は14ページ及び15ページの求積図のとおりで、合わせて471.77平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の9ページにあるとおり、市街化調整区域内にある甲種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業者住宅であり、現在の住居が仕事場から遠く、また、借家で手狭になったため、効率的に作業ができる環境を確保するために、農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条の例外許可事由にあたると思われま。

一般基準につきましては、「調査書」の10ページにありますとおり、資力・信用力については、事業費と同等の借入申込みの確認証明が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われま。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 8月10日に事務局とともに申請人立会いのもと、現地を確認してまいりました。これまで通り作で大変であったということで、耕作している土地に近い今回の申請地に

新たに住宅を建てたいということでございます。住宅と駐車場に必要最低限の面積での申請であると判断してまいりました。以上です。

議長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の16ページから20ページのとおりであります。利用状況は宅地及び雑種地となっております。以上です。

議長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

14番 「調査書」の17ページをご覧ください。4筆願出がありましたが、まず、道道と川が交差する手前の左手に住宅が建っておりまして、願出地である住宅の南側は防風林、農業用ハウス等がありまして、農地としては利用できていない状況になっておりました。次に、道道の右手にいきまして、住宅の道路を挟んで向かい側の願出地につきましては、牛舎、車庫等が建っておりまして、農地としては全く使っていない状況でありました。そして、さらに北側の願出地につきましては、農産物土場として使われており、農地としての利用はされていない状況でありました。

土地の所有者は、次女が昨年結婚いたしまして、後継者ができたということで、経営移譲するにあたって家のまわりを整理したいとのこととお話を伺ってまいりました。

残りのもう1筆は「調査書」19ページ、20ページになります。この細長い土地は旧道で、現況は畑ですけれども、傾斜がありまして牧草地として利用されていたそうですが、現在、乳牛が6頭まで減っていて、今年で酪農はやめるそうで、牧草は必要なくなったので、今後は畑作で何かできる傾斜ではないので切崩して農産物土場として拠点を持ちたいということで雑種地としたいということでございます。以上です。

議長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の21ページから23ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

14番 8月3日に事務局とともに現地を確認してまいりました。「調査書」の23ページをご覧ください。細長く太線で囲われております。この部分が農地でありましたが、倉庫が2棟ほど建っておりまして、防風林等も擁しておりまして農地としての利用をされている状況ではありませんでした。

土地の所有者は、後継者への経営移譲を考えているということで、家のまわりを整理したいということで出された願出でございます。以上です。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の24ページから27ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第5号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。

林委員から調査報告をお願いいたします。

6番 7月27日に事務局とともに土地の所有者立会いのもと、現地を確認してまいりま

した。「調査書」27ページをご覧ください。願出地は太枠で囲まれた、住宅の南側の農機具庫、庭の部分と西側の倉庫等が建っている二箇所でございます。経営移譲は数年前に終わっておりますが、宅地まわりの整理を行なうということで必要最小限の面積での願出となっております。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第6号第1項から第12項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第13項からご説明いたしますので、「議案書」18ページをご覧ください。

(議案第6号第13項から第15項朗読、説明)

議案第6号第1項から第15項までにつきましては、別添「調査書」28ページから32ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項から第15項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第15項までについて、決定いたします。

次に、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第7号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

- 10番 第1項、大盛地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、大盛地区の法人B、大盛地区のCさん(42歳)、大盛地区のDさん(43歳)、大盛地区の法人E、大盛地区のFさん(44歳)の5名を選定いたしました。
- 第2項、報徳地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、報徳地区のHさん(55歳)、報徳地区のIさん(38歳)の2名を選定いたしました。
- 第3項、栄地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、栄地区のKさん(43歳)を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項から第3項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第3項までについて、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和4年第8回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後3時55分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年8月25日

議長 石川清光